

令和7年度 第4回 知名町農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日(金)午後1時30分～

2. 開催場所 知名町役場 2階会議室

3. 出席(欠席)委員

・農業委員 9人 (出席8人 欠席1人)

会長 1番 沖 道人

農業委員 2番 田尻 博樹

農業委員 3番 永吉 雄子(欠席)

農業委員 5番 榮 照和

農業委員 6番 辻 雄一郎

農業委員 7番 榮 米子

農業委員 8番 前原 伸治

農業委員 9番 幸山 利忠

農業委員 10番 前田 博徳

・農地利用最適化推進委員 9人 (出席8人 欠席1人)

推進委員 1番 栄 功助

推進委員 2番 川畑 伸之(欠席)

推進委員 3番 西 和秋

推進委員 5番 池沢 清良

推進委員 6番 森 由美子

推進委員 7番 久本 和秀

推進委員 8番 元榮 将博

推進委員 9番 芦村 利広

推進委員 10番 田畑 則仁

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告 第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告 第7号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案 第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第13号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 田邊 栄 事務局次長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

事務局	<p>ただいまから、令和7年度第4回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は農業委員が1人欠席、推進委員が1人欠席ですが、過半数以上の出席がありますので総会は成立します。</p> <p>それでは、沖会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせていただきます。</p> <p>6/26 令和7年度新規就農者励ましの会</p> <p>7/7 沖永良部島畑地かんがい営農推進協議会 会計監査</p> <p>7/16 沖永良部島畑地かんがい営農推進協議会 総会</p> <p>7/16 知名町糖業振興会役員会</p> <p>について説明がありました。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、2番 田尻博樹委員と10番 前田博徳委員を指名します。</p> <p>なお、本日の会議書記に事務局職員の神川次長と南郷主事を指名します。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議題事項に移ります。</p> <p>報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。今回の報告は4件で、全て相続によるものです。</p> <p>あっせん希望は無しです。</p> <p>詳細については資料をお目通しください。</p>
議長	<p>それでは次に報告第7号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第7号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。</p> <p>1番 黒貫字田水〇〇1,605 m<sup>2</sup>を含む計5筆 5,073 m<sup>2</sup>、黒貫〇〇さんから黒貫〇〇さんへの利用権の設定は耕作者変更のため合意解約になります。</p> <p>合意解約日と引渡日は令和7年5月27日です。</p>
議長	<p>それでは次に議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について報告します。</p> <p>1 番 知名字松木当〇〇1,363 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 京都府亀岡市〇〇さん、譲受人 知名〇〇さんです。</p> <p>2 番 大津勘字出花増〇〇609 m<sup>2</sup>を含む 9 筆 計 12,569 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 正名〇〇さんです。</p> <p>3 番 住吉字大戸〇〇196 m<sup>2</sup>を含む 8 筆 計 17,671 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 住吉〇〇さんです。</p> <p>4 番 住吉字屋陳当〇〇5,314 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 計 6,628 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 田皆〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>5 番 正名字伊舎良〇〇m<sup>2</sup> 2,921 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 和泊町〇〇さん、譲受人 正名〇〇さんです。</p> <p>6 番 正名字城根〇〇785 m<sup>2</sup>を含む 4 筆 計 7,211 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 知名〇〇さんです。</p> <p>7 番 田皆字平増〇〇868 m<sup>2</sup>を含む 9 筆 計 24,614 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 田皆〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>8 番 田皆字ツブラ俣〇〇1,587 m<sup>2</sup>を含む 3 筆 計 2,747 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 田皆〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>9 番 赤嶺字勘納袋〇〇249 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さんです。</p> <p>10 番 黒貫字永井〇〇956 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 瀬利覚〇〇さん、譲受人 瀬利覚〇〇さんです。</p> <p>11 番 瀬利覚字大平宗〇〇561 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 瀬利覚〇〇さん、譲受人 瀬利覚〇〇さんです。</p> <p>12 番 瀬利覚字大平宗〇〇1,516 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 計 1,708 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 埼玉県ふじみ野市〇〇さん、譲受人 瀬利覚〇〇さんです。</p> <p>13 番 瀬利覚字與那二〇〇45 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 和泊町〇〇さん、譲受人 黒貫〇〇さんです。</p> <p>14 番 瀬利覚字町ノ戸〇〇5,439 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 奈良県奈良市〇〇さん、譲受人 和泊町〇〇さんです。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いします。</p>
2 番農業委員	<p>1 番を説明します。譲渡人と譲受人は従兄弟です。畑はじゃがいもを植える予定です。譲受人は高齢ですが娘と一緒に耕作しています。機械類も揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

事務局	<p>担当委員が欠席しているので代わりに2番を説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は従兄弟です。譲受人は公務員で農政に関わる職場にいて、桑やばれいしょを作付けする予定です。機械類は知人から借用するとのことです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5番農業委員	<p>3番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は兼業農家ですが、後継者として譲渡するそうです。機械類も揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5番農業委員	<p>4番を説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。</p> <p>機械類も揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5番農業委員	<p>5番を説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。</p> <p>譲受人は認定新規就農者で機械類も揃っています。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3番推進委員	<p>6番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は公務員で農政に関する職場にいて、土日に親の畑の手伝いをしています。</p> <p>機械類も揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5番推進委員	<p>7番を説明します。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係です。譲受人は認定新規就農者で機械類も揃っています。畑は野菜とグラジオラスとキビを植えています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
6番農業委員	<p>8番を説明します。譲渡人と譲受人は祖母と孫の関係です。譲受人は認定新規就農者で機械類も揃っています。畑はキビを植えています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
7番推進委員	<p>9番を説明します。譲渡人と譲受人は他人です。宅地を購入した際に畑が隣接していました。畑は家庭菜園を予定しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
10番推進委員	<p>10番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は兼業農家です。前の耕作者が収穫後に譲受人が耕作するとのことです。</p> <p>機械類も揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
10番農業委員	<p>11番と12番を説明します。譲渡人と譲受人はどちらも知人です。</p> <p>畑はきびが植えてあって、来年はばれいしょを植えるとのことです。</p> <p>機械類も揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

10 番農業委員	13 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人の隣接地に畑があったので家庭菜園として購入したとのこと。ご審議のほどよろしく願います。
10 番農業委員	14 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。畑は婿と一緒にするとのこと。今後、バレイショを植付する予定とのこと。機械類も揃っています。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいま、事務局及び地区担当委員から説明がありました。ご質問があれば挙手をお願いします。
2 番農業委員	2 番の譲受人は農業したことがあるのか。面積が大きい誰かサポートできる人はいるのか。作物は何を植える予定なのか。
事務局	本人が職場で桑を担当してるので桑とバレイショを植えると聞いています。桑については島桑加工場の職員と協力して耕作できると聞いています。
議長	ほかに何かご質問がありませんか。(ほかに質問なし) それでは議案第 12 号について賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成) 全員賛成ですので、議案第 12 号は許可決定とします。
議長	次に議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画(案)について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画(案)について、総括表をご覧ください。契約開始日は全て令和 7 年 10 月 1 日になります。 貸出期間が 3 年間の分が 4,991 m <sup>2</sup> うち更新分が 4,991 m <sup>2</sup> 、出し手・受け手・更新分いずれも 1 名ずつです。 貸出期間が 4 年間の分が 2,661 m <sup>2</sup> 、出し手・受け手とも 1 名ずつです。 貸出期間が 5 年間の分が 25,519 m <sup>2</sup> うち更新分が 17,787 m <sup>2</sup> 、出し手が 7 名うち更新分が 3 名、受け手が 6 名うち更新分が 3 名です。 貸出期間が 10 年間の分が 28,014 m <sup>2</sup> うち更新分が 20,868 m <sup>2</sup> 、出し手が 6 名うち更新分が 4 名、受け手が 6 名うち更新分が 4 名です。 詳細については一覧表をご覧ください。
議長	それでは以上を持ちまして今日の議題は全て終了しました。おつかれさまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和7年7月25日

議 長 沖 道人

署名委員 田尻 博樹

署名委員 前田 博徳